

(意見書案第1号)

## 医療提供体制の拡充に関する意見書

小児科医や産科医を初めとした医療従事者の不足を背景に、病院が閉院に追い込まれたり、救急患者の受け入れ先の確保が困難になったりといった問題が全国的に広がっている。そのため、我が国の医療技術は国際的にも最高水準に近いにもかかわらず、国民は「最善の医療」を受けるのが難しい状況となっている。

こうした問題を解消するために、医療現場では、病院勤務医等の医療従事者の勤務条件の改善、他の先進国並みの医師数を実現するための医師養成、医療従事者の資質を向上させるための教育・研修の充実などが課題となっている。

よって、国においては、医療提供体制を立て直すために、下記事項について施策を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 医療提供体制の立て直しのために十分な財源を確保すること。
- 2 医療従事者が不足している地域の要望を受け、自治体病院など医療機関に対して医師派遣の要請・あっせん等を行う機関を国や地方に設置すること。
- 3 医師の交替勤務制の促進、賃金不払残業の是正、当直を夜間勤務と位置づけることなど、病院勤務医の勤務条件を改善すること。
- 4 医療従事者が子育てや介護をしながら勤務を継続、あるいは復職しやすいよう、病院内保育所の整備など仕事と家庭の両立支援を拡充すること。また、一時休業中、離職した医師や医療従事者の復帰のための研修制度などの整備を促進すること。
- 5 実働医師数の正確な調査を行い、高齢化の進展に伴う医療需要増や医師の勤務条件改善を考慮した必要医師数を推計し、医師養成計画を策定すること。
- 6 当面は、先進国並みの人口当たり医師数を目指し、大学医学部の定員を増員すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成21年3月24日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

} 宛